

令和2年3月吉日

お客様各位

萩山口信用金庫

貸金庫規定の一部改定のお知らせ

当金庫は、令和2年4月1日付「民法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、下記の通り貸金庫規定の一部を改定いたします。

本改定の内容は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

・「民法の一部を改正する法律」を踏まえた主な改定箇所

(1) 成年後見人等の届出の新設

「民法（債権関係）の改正」により、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人としてした行為は取り消しすることができる旨定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当金庫にお届けいただく義務に関する規定を追加します。

(2) 規定の変更等の新設

定型約款に該当する貸金庫規定に、規定変更時の周知方法等に関する規定を追加します。

・改定日

令和2年4月1日

改定内容については、改定後の新規定を下記URLに掲載しておりますので、ご確認ください。

掲載場所：<http://www.shinkin.co.jp/hagiynamaguchi/news/kitei.html>

以 上